

広島県告示第百八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十六年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十六年二月十七日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社大下設備工業

広島市西区庚午中四丁目一〇番二八号

代表取締役 大下 正義

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二二）第五四〇一号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注一） 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注二） 「民間工事」とは、上記（注一）以外の建設工事をいう。

（注三） 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十六年三月三日から平成二十六年三月十七日まで

五 処分の原因となつた事実

被処分者は、平成二十二年六月三十日、平成二十三年六月三十日、平成二十四年六月三十日及び平成二十五年六月三十日を審査基準日とする経営事項審査申請において、技術職員名簿に記載した技術職員の常時雇用及び雇用期間の確認資料として、事実と異なる資料を提出し、このことにより得た経営事項審査結果をもって、公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。